

一日公正取引委員会開催の御案内

in 下関市

日時 令和2年9月16日（水）

会場 下関市生涯学習プラザ <下関市細江町三丁目1番1号>
(下関駅より徒歩約15分/バス「細江町バス停」下車徒歩約5分)

独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法説明会

13時30分～16時 2階「宙のホール」

《定員50名、基礎講習会HPから事前の申込みが必要です》

ホームページ検索「公取委 基礎講習会」

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/2020shitaue_kiso.html

働き方改革に伴い大企業から中小企業への「しわ寄せ」が懸念される中、公正取引委員会の役割、独占禁止法における優越的地位の濫用の規制、これを踏まえた下請法、消費税転嫁対策特別措置法による取組を、総合的に、違反事例を中心に分かりやすく説明します。



消費者セミナー

11時～12時 3階「視聴覚室」

《定員13名、FAX又は電話による予約要》

景品表示法（不当表示など）について、身近な事例などを交えて分かりやすく説明します。



官製談合防止法研修会

10時30分～12時 2階「宙のホール」

《定員50名、FAX又は電話による予約要》

入札談合の防止を徹底するために発注機関側の取組が極めて重要であるとの観点から、官製談合防止法について、発注機関向けに説明します。

相談コーナー

13時～16時 2階「控室1・2」

《事前申込み不要》

独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法に関する相談に応じます。

各種パンフレット

10時～16時 2階「宙のホール」

《事前申込み不要》

各種パンフレットの配布のほか、広報パネルの展示を行っています。

※ 「各説明会の開場（受付開始）は、開演の15分前です。」

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- ・マスクは各自で御用意いただき、会場内ではマスクの着用をお願いします。会場にマスクの用意はありません。
※マスク未着用の場合は、参加をお断りします。
- ・都道府県をまたぐ参加はお控えください。
- ・開催日当日、発熱、咳込み、倦怠感等体調に少しでも不調があれば、参加を見合わせてください。
- ・会場管理者等の求めに応じ、申込情報を提供する場合があります。
- ・日程等については変更する場合があります。



《問い合わせ先》公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 中国支所 総務課 上原、岩木、廣政
電話 082-228-1501（代表） FAX 082-223-3123